

## 子どものニーズに対応した支援

### テーマ：子どもの安全・安心

#### 課題：警察官による子どもへの支援

- 避難所での生活が長期間にわたることから生じる様々な問題を解消し、被災者の安全・安心を確保するため、女性警察官等が避難所を訪問して、被災者の方から様々な相談をお受けするなど、支援活動を行っています。このため、全国の警察から女性警察官等を岩手県、宮城県、福島県に派遣しています。

<警察庁生活安全局>

- 被災地の警察官に加え、全国から岩手県、宮城県、福島県に対し、警察官やパトロールカーを派遣し、警戒・警ら活動を実施しています。特に、4月18日からは、避難所周辺において警戒・警ら活動等を行う体制を強化するため、全国警察の警備部隊約1,000人を新たに派遣しています。

<警察庁生活安全局、警備局>

### テーマ：福祉（心のケア含む）

#### 課題：両親を亡くした又は両親が行方不明の児童（要援護児童）等被災した児童への対応

- 被災地の児童相談所職員と他県の児童相談所職員がチームを組んで、各避難所を巡回し、現状の把握に努めるとともに、要援護児童の確認、要援護児童との面談、養育と生活に関する親族との話し合いを実施しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

- 平成23年度第1次補正予算において、被災した児童への相談・援助に要する費用を計上しています。（安心こども基金の積み増し）

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

#### 課題：子どもの心身の健康管理

- 3月18日に、保健師等が被災地で避難している乳幼児・子ども等への専門的な支援にあたる際のポイントをまとめ、自治体に周知しています。（4月14日改訂版発出。）

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

## 課題：心のケア等

- 子どもの心のケアに関する手引きを民間団体と協力して、地方公共団体、児童相談所、児童福祉施設等へ配布しました。

＜厚生労働省雇用均等・児童家庭局＞

- 心のケアを含む健康相談を行うなど、被災児童等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮することを各地方公共団体に要請しています。

＜文部科学省スポーツ・青少年局＞

- 平成 22 年度「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」を緊急に活用して、全額国庫負担により、臨床心理士等を被災地に派遣しています。

＜文部科学省スポーツ・青少年局＞

- 平成 23 年度「スクールカウンセラー等活用事業」において、被災地の公立のすべての小・中・高等学校等にスクールカウンセラー等の緊急支援配置ができるよう必要な経費を措置しています。また、被災した児童生徒等の心のケアの充実を図るため、平成 23 年度第 1 次補正予算において、「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を計上しています。

＜文部科学省初等中等教育局＞

- 昨年 9 月に配布した指導参考資料（「子どもの心のケアのために」）を増刷し、被災した県及び市町村教育委員会からの追加配布要望に応じて 4 月 11 日までに発送しました。

＜文部科学省スポーツ・青少年局＞

- 被災して避難した子どもに対する心のケアや、子どもを温かく迎えるための指導上の工夫、保護者・地域住民等に対する説明等を適切に行い、いじめなどの問題を許さず、子どもの学校生活への適応が図られるよう、必要な指導を行うなどの特段の配慮を各教育委員会等に要請しています。

＜文部科学省初等中等教育局＞

- 特定非営利活動法人日本グッド・トイ委員会 (<http://goodtoy.org/>) は、被災地の子どもの心のケアを目的に、おもちゃを持参して被災地を巡回し、避難所等の子どもに遊び場を提供する「あそび支援隊」を結成し、4 月上旬に岩手県・宮城県の避難所において活動を開始したところであり、林野庁においてもこの取組に協力しています。

＜農林水産省林野庁林政部＞

- 経済産業省では、3月25日から特定非営利活動法人キッズデザイン協議会が実施している「キッズデザイン復興支援プロジェクト」に協力しています。

(<http://www.kidsdesign.jp/>)

<経済産業省製造産業局>

### **課題：児童福祉施設等の復旧**

- 平成23年度第1次補正予算において、被災した児童福祉施設等の復旧に係る施設整備に対する国庫補助率の引き上げに要する費用を計上しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

- 平成23年度第1次補正予算において、被災した子育て支援関係事業者等の復旧支援のために、事業再開に要する諸経費を計上しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

## **テーマ：情報提供等**

### **課題：被災地を支援するプログラム**

- 被災地からのニーズと支援のマッチングを図るため、文部科学省HP上にポータルサイト「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」を4月1日から開設・運営しています。( <http://manabishien.mext.go.jp/> )

これまで学校再開のための机や椅子、鉛筆等の文具、野球用具一式などの支援が実現しているほか、学習支援ボランティアの派遣や学習ドリル、辞書の支援など多くの提案又は要請が行われています。

<文部科学省生涯学習政策局>

## **テーマ：学校・教育**

### **課題：教職員の加配措置**

- 被災地等における教育活動の実態把握に努めつつ、学校運営の本格的な復旧に向け、必要な教職員を確保することが必要です。まずは、被災した教育委員会の要望内容を踏まえ、4月28日付けで加配定数の追加内示を行いました。

<文部科学省初等中等教育局>

### **課題：被災児童生徒等の学校への受入れ**

- 被災児童生徒等が域内の学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること等を、各教育委員会等に要請しています。

＜文部科学省初等中等教育局＞

- 被災者が避難所等においても携帯電話から容易にアクセスできる文部科学省携帯版ウェブサイト(<http://keitai.mext.go.jp/>)等に、各都道府県・指定都市の転学等に関するお問い合わせ窓口や、岩手県、宮城県及び福島県の学校の開校予定に関する情報を掲載しています。

＜文部科学省初等中等教育局＞

- 岩手県・宮城県・福島県の被災児童生徒の公立学校における4月8日、15日、22日時点の受入れ状況について調査を実施し、各教育委員会等に対し、被災児童生徒の受入れについて適切な対応をとるよう改めて依頼しています。

＜文部科学省初等中等教育局＞

### **課題：教科書の給与**

- 被災により転学した義務教育諸学校の児童生徒への教科書給与について、給与の際に必要な教科書給与証明書がなくとも可能とするなど、弾力的な運用を実施しています。

＜文部科学省初等中等教育局＞

### **課題：児童生徒等の就学支援**

- 被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対する認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うよう各教育委員会に要請しています。また、被災した児童生徒等の就学支援が適切に行われるよう、平成23年度第1次補正予算に「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を計上しています。

＜文部科学省初等中等教育局＞

### **課題：学生等への支援**

- 大学等に対し被災した学生等の修学上の配慮について周知するとともに、平成23年度当初の授業期間について、大学設置基準に定める学修時間を確保する方策を大学が講じていることを前提に、弾力的に取り扱って差し支えないことを通知しています。

＜文部科学省高等教育局＞

- 専修学校・各種学校の、震災により被災した地域に関わりのある専修学校・各種学校の受験生及び生徒について入学者選抜・入学手続、卒業・進級、転学等における配慮（授業料等の徴収猶予と減免等を含む）を要請しています。  
＜文部科学省生涯学習政策局＞
- 独立行政法人日本学生支援機構において、震災等により家計が急変し、奨学金が必要となった学生を対象に、緊急採用奨学金（無利子）の申請を随時受け付けています。（<http://www.jasso.go.jp/saiyou/kinkyu/index.html>）  
＜文部科学省高等教育局＞
- 入学金や授業料の徴収猶予・減免等について要請しています（全国の多くの大学で、授業料等減免、奨学金、宿舍支援等を実施しています。）。また、学ぶ意欲のある学生等が、被災により修学を断念することがないように、授業料等減免措置や独立行政法人日本学生支援機構の緊急採用奨学金の拡充に係る費用を平成 23 年度第 1 次補正予算に計上しています。（<http://www.jasso.go.jp/saiyou/kinkyu/index.html>）  
＜文部科学省高等教育局＞
- 原発関係を含む地震関連情報について、  
日本語（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/index.htm)）、  
英語（<http://www.mext.go.jp/english/incident/index.htm>）、  
中国語（<http://www.mext.go.jp/english/incident/1303963.htm>）、  
韓国語（<http://www.mext.go.jp/english/incident/1303964.htm>）  
により文部科学省 HP で情報提供を実施しています。  
＜文部科学省高等教育局＞
- 大阪大学(<http://riwl-disaster.info/>)や  
東京外国語大学([http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/2011/03/post\\_172.html](http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/2011/03/post_172.html))などの各大学でも 17 か国語による情報提供を実施しています。  
＜文部科学省高等教育局＞
- 独立行政法人日本学生支援機構では、留学生のための相談窓口を開設しています。  
（電話：03-5520-6036）  
＜文部科学省高等教育局＞
- 文部科学省と厚生労働省との連名で、内定取消を行わないなどの配慮を主要経済団体に要請しています。また、厚生労働省と連携して内定取消の状況を把握し、大学・高等学校等できめ細やかな就職相談を実施するよう依頼しています。さらに、被災した学生等が首都圏で就職活動を行う際の宿泊施設を無償提供しています。  
＜文部科学省高等教育局＞

- 被災者について、8月に実施する高等学校卒業程度認定試験（第1回）の出願期間を延長しています（4月28日～5月18日 → 4月28日～5月27日）。また、出願時の添付書類（写真等）の提出については、その提出期限を6月30日まで延長しています。

＜文部科学省生涯学習政策局＞

**課題：学校施設・社会教育施設等の復旧**

- 関係都道府県教育委員会等を通じて、被災した学校設置者からの被害報告等により、学校施設・社会教育施設等の被災状況を把握しています。また、学校施設・社会教育施設等の災害復旧事業に要する費用を平成23年度第1次補正予算に計上しています。

＜文部科学省大臣官房文教施設企画部＞

**課題：放射線モニタリングの実施・学校施設等の利用**

- 福島県は、4月5日～7日に、福島県内（20km圏内の避難地域を除く）の小学校、中学校、幼稚園、保育所及び特別支援学校の校庭・園庭において、空間線量率の測定を実施し、公表しています。

＜文部科学省非常災害対策センター＞

- 4月5日～7日の調査結果を踏まえ、比較的高い測定結果が得られた52の学校等について、詳細な再調査を実施し、公表しています。

＜文部科学省非常災害対策センター＞

- 原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部の見解を受け、学校施設等の利用判断に関する暫定的な考え方を示し、4月19日に福島県に通知しています。

＜文部科学省スポーツ・青少年局＞

- 校庭・園庭等で $3.8\mu\text{Sv/時間}$ 以上の空間線量率が測定された13の学校等について、国がおおよそ週1回実施する校庭等の再調査を4月21日から開始しています。

＜文部科学省非常災害対策センター＞

## テーマ：乳幼児

### 課題：乳幼児が健康診査を受けられる体制の確保

- 3月14日に、避難先自治体において乳幼児健診等の各種母子保健サービスを適切に受けられるよう自治体に依頼しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

- 上記について、被災地ワンストップサービス出張相談による避難所への配付資料により、お知らせしています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

### 課題：乳幼児の心身の健康管理

- 3月18日に、保健師等が被災地で避難している乳幼児・子ども等への専門的な支援にあたる際のポイントをまとめ、自治体に周知しています。(4月14日に改訂版を発出。)

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

- 3月22日に、仮設住宅等に入居した乳幼児等に対して、市町村母子保健事業により支援を行うことを自治体に依頼しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

- 生活支援ニュース第2号において、避難所生活における留意点を掲載しています。  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017y8m.html>)

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

### 課題：乳幼児の住居の確保

- 3月22日に被災し避難している乳幼児等について、優先的に住まいの確保に努めることを自治体に依頼しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

- 3月22日に、妊婦、褥婦<sup>じよくふ</sup>及び新生児については、特に保健上の配慮を要するため、医療機関等と相談・連携し、避難所として適切な施設の確保等を自治体に依頼しています(これらの支援が、災害救助法の国庫負担の対象となることをあわせてお知らせしています)。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

## テーマ：情報収集

### 課題：両親を亡くした又は両親が行方不明の児童（要援護児童）等の把握

- 被災地の児童相談所職員と他県の児童相談所職員がチームを組んで、避難所等を巡回するほか、教育委員会とも連携して、要援護児童の現状の把握に努めています。  
＜厚生労働省雇用均等・児童家庭局＞